

市中心部のクラウドファンディング活用支援事業実施要綱

平成30年6月1日

要綱第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市が、ガバメントクラウドファンディングを活用して地域の賑わいづくり事業を行う者を支援し、その事業を通して魅力ある市中心部として注目され、活動人材・団体の地域の賑わいづくり事業を発展・継続させるため、支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エリア 市中心部の地域であって、別表で示すものをいう。
- (2) 活動人材・団体 エリア内で、空き家、空き店舗、景観、特産品等の地域資源を活用し、地域の賑わいづくり事業を行う個人及び団体をいう。
- (3) ガバメントクラウドファンディング 三原市が活動人材・団体が実施する事業を具体的に示し、その事業に共感した者からウェブサイト等を通じて、寄附を募るものをいう。
- (4) クラウドファンディング運営事業者 ふるさと納税サイトの運営事業者であって、市長から委託を受けたものをいう。
- (5) クラウドファンディング支援事業者 活動人材・団体が地域の賑わいづくり事業の内容をふるさと納税サイトに掲載するために、必要な支援を行う事業者であって、市長から委託を受けたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) エリア内の賑わいづくりにつながるものであること。

(2) エリア内の魅力を高めるものであること。

(3) 寄附金が目標金額に達しない場合でも実施するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、活動人材・団体の事業の実施に要する経費とする。ただし、当該経費で国、県その他の機関等から補助金、負担金その他これらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、当該経費から補助金等の金額に相当する額を控除した額を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

(1) 飲食費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適切でないとする経費

(申請手続等)

第5条 補助金の交付を受けようとする活動人材・団体は、次の各号に掲げる書類により、市長に申請しなければならない。

(1) 市中心部のクラウドファンディング活用支援事業申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) その他市長が必要とするもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その申請の内容を審査の上、
適当と認めるときは、市中心部のクラウドファンディング活用支援事業決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長が必要とするときは、金融機関等の専門機関の意見を聴取できるものとする。

(ガバメントクラウドファンディングの実施)

第6条 市長は、クラウドファンディング運営事業者及びクラウドファンディング支援事業者に対し、前条第2項の規定により決定を受けた活動人材・団体（以下「補助対象者」という。）の事業内容及び目標金額に関する情報を提供する。

2 補助対象者は、ふるさと納税サイトに掲載する事業内容について、クラウドファンディング支援事業者と協議し、その協議内容を市長へ提出する。

3 市長は、前項の規定により提出された協議内容を審査して適当と認めるときは、当該協議内容をクラウドファンディング運営事業者へ提供し、当該事業者が運営するウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）に掲載することで、ガバメントクラウドファンディングを実施する。

4 寄附の申込みをしようとする者（以下「寄附者」という。）は、ウェブサイト又は三原市ガバメントクラウドファンディング寄附申込書（様式第5号）により手続を行うものとする。

5 寄附者からの寄附金の納付は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) ウェブサイトでのクレジット決済による納付

(2) 振込取扱票等による納付

6 クレジット決済による寄附金を取り扱う事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に定める指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）として寄附金を三原市に納付する。

7 市長は、寄附者から寄附を受けるときは、第8条第1項に規定する個人情報の提供及び第13条第2項に規定する寄附金等の取扱いについて、あらかじめ寄附者から同意を得るものとする。

（寄附金受領証明書）

第7条 市長は、クレジット決済による寄附を受け、指定代理納付者から当該寄附金が納付されたときは、当該寄附者へ寄附金受領証明書（様式第6号）を交付するものとする。三原市の指定口座への振込みによる納付のときも、同様とする。

（寄附者の個人情報の提供）

第8条 市長は、寄附者から寄附金を受領したときは、寄附者の住所、氏名及び連絡先を補助対象者及びクラウドファンディング運営事業者に対して提供する。

2 補助対象者は、市長から提供された当該個人情報について、寄附に対する礼状の送付、返礼品の進呈、事業及び補助金返還の報告以外の目的での利用並びに第三者への提供を行ってはならない。

（寄附金の使途）

第9条 寄附金は、第13条第2項の規定に該当する場合を除き、補助金の財源に

充てるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、ガバメントクラウドファンディングにより市長が受領した補助対象者の各事業に対する寄附金の額を上限とする。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、規則第20条第1項に規定するもののほか、補助対象事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報告義務)

第12条 規則第21条の規定により補助金の返還を求められた補助対象者は、寄附者に対して報告を行わなければならない。

(寄附金等の取扱い)

第13条 第6条第4項の規定により納付された寄附金は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の2第1項第1号の規定に基づく寄附金税額控除の対象とする。

2 第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であっても、納付された寄附金又は返還された補助金は、三原市みはらふるさと夢基金条例（平成20年三原市条例第38号）に規定する寄附金として歳入する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、市中心部のクラウドファンディング活用支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日三原市要綱第30号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。